

1. 対象施設

建設局が管理する擁壁の現状と課題 ※擁壁は以下「施設」という。

施設の役割

高低差のある土地で道路整備を行うにあたり、土砂の崩壊を防ぎ、土地を高度に利用することによって都市機能の向上に寄与する重要な役割

施設の特徴

コンクリート擁壁と石積・ブロック積擁壁に大きく分けられる
コンクリート擁壁は、安定性・耐久性を有する反面、浮きやひび割れ等によるコンクリート片の剥落等から第三者（道路利用者等）被害を未然に防止するために、安全性に配慮した維持管理が求められる
石積・ブロック積擁壁は、崩壊等の被害を未然に防止するために、劣化の兆候を把握し、適切な時期に更新を行うことが求められる

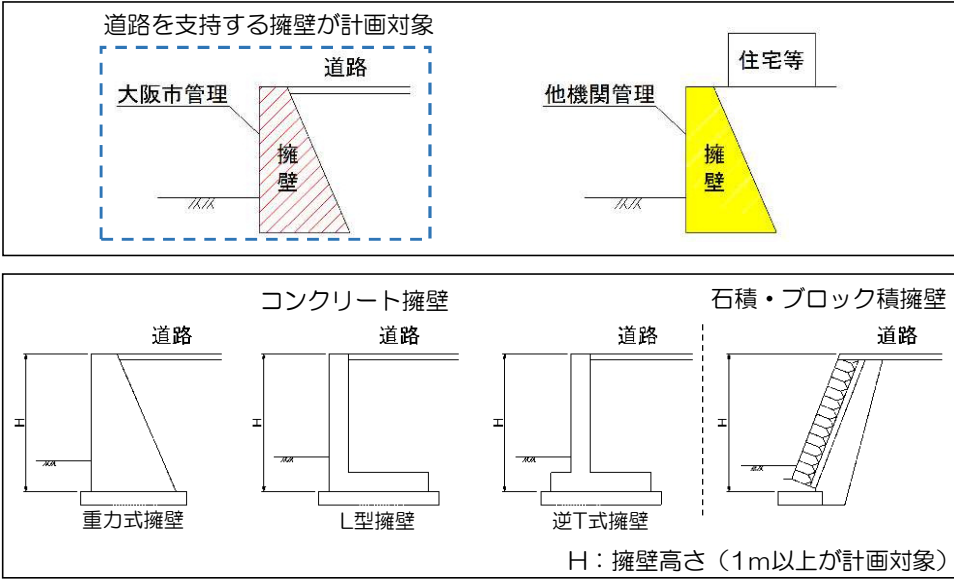


計画対象施設

建設局が管理する施設のうち、異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがある1233箇所（令和7年3月末時点）

施設の高齢化

擁壁の多くは古くから建設されたと考えられており、現在ではその大部分が建設後50年を超え、高齢化が進行している

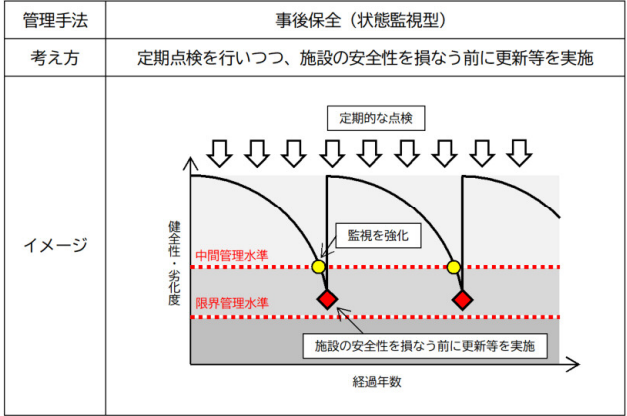


2. 維持管理方針

事後保全（状態監視型）による維持管理

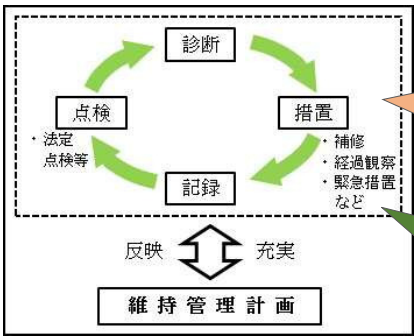
施設の維持においては、定期点検を行いつつ、発生した変状を観察しながら施設の安全性を損なう前に更新等を実施する、「事後保全（状態監視型）」維持管理を行うこととしています。

事後保全（状態監視型）の概念



区分	内容
中間管理水準 (早期措置段階)	施設の機能に支障が生じるおそれのある損傷が確認され、経過観察や更新等の検討が必要となる水準
限界管理水準 (緊急措置段階)	施設の機能の不具合が生じるなど、大規模修繕や更新が必要となる水準

着実な実施に向けた取り組み



メンテナンスサイクルの構築

「点検」⇒「診断」⇒「措置」
⇒「記録」といった一連の維持管理の流れを計画的に実施し、施設の状態や対策の履歴等のデータを蓄積して次の点検や劣化予測に活用する。

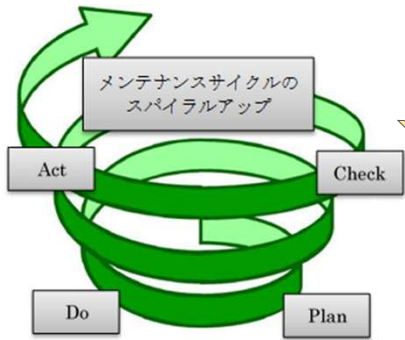
対策の優先順位

点検結果をもとに、第三者（道路利用者等）の安全を確保することを最優先に、道路の重要度や隣接建物への影響を踏まえて優先順位を定め、適切かつ効率的に対策を行う。

スパイラルアップ

メンテナンスサイクルを繰り返す中で、維持管理のノウハウを蓄積し、点検・診断方法や対策の効果検証、計画の見直し等を進める。

PDCAの考え方にに基づき運用状況の評価・改善を行う。



3. 施設の状態

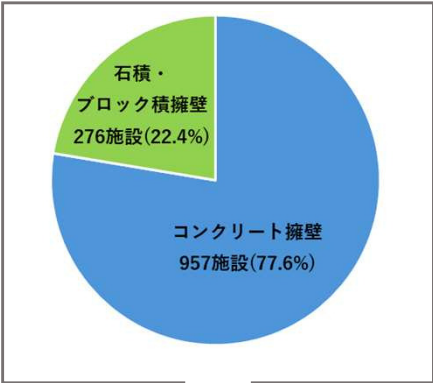
点検

5年サイクルで点検を実施



施設の点検状況イメージ

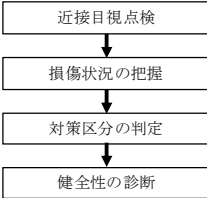
施設の状態等



今後、本市要領及び国の要領等に基づき、令和10年度末を目標に詳細点検・健全性の診断を実施

健全性の診断

これまでの本市独自の診断方法に加えて、国の統一的な判定区分により、健全性の診断に対する客観性の向上を図る。
健全性の診断にあたっては、点検業務受注者と本市技術職員の双方が出席し判定区分の議論等を行う健全性診断会議により、診断結果の品質確保と技術力の向上を図っている。



国の点検・健全性の診断フロー



健全性診断会議のイメージ

判定区分	状態
I	健全 変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合
II	経過観察段階 変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合
III	早期措置段階 変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合
IV	緊急措置段階 変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合

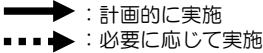
国の判定区分

4. 対策内容と実施時期

対策内容

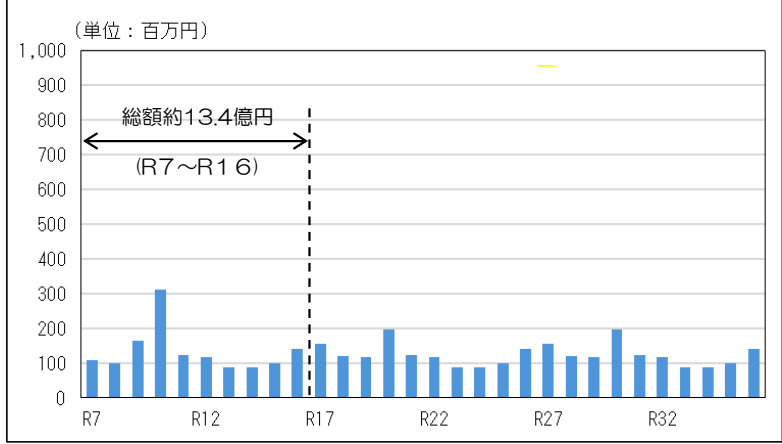
①判定区分Ⅱ～Ⅳに対する確実な対応
・判定区分Ⅳ
第三者（道路利用者等）の安全性確保を目的として最優先に実施
・判定区分Ⅲ
構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、構造物の監視を強化し、判定区分Ⅳに至るまでに対策を実施
・判定区分Ⅱ
状態監視を基本とし、必要に応じて対策を実施
②判定区分Ⅲの擁壁への監視強化
計測器等を用いたモニタリングを実施し、更新の要否の判断及び更新時期の見極めを行うことにより、擁壁の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全性を確保する。

実施時期



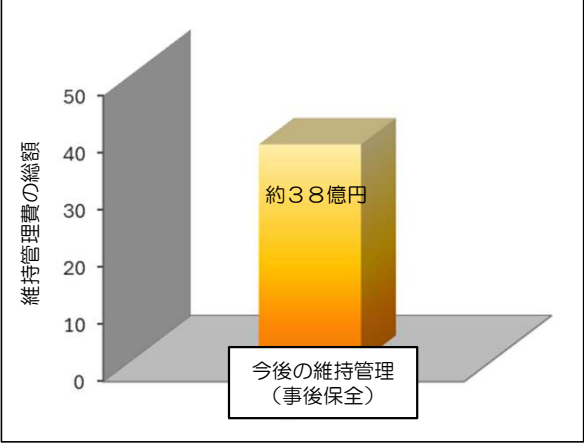
優先順位	対策内容	実施時期															
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16						
高	更新	判定区分Ⅳ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	定期点検	全施設：1回/5年毎	<近接・遠望目視>				<近接・遠望目視>				<近接・遠望目視>						
	モニタリング及び更新等検討	判定区分Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	修繕	判定区分Ⅱ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

5. 対策費用



事後保全（状態監視型）による維持管理費の想定推移

※計画事業費は、今後の点検結果や社会情勢等により変更となる可能性があります。



今後30年間における維持管理費